

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 策定の趣旨

静岡県環境基本計画は、静岡県環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

地球温暖化の進行、限りある資源の枯渇、生物多様性の損失などの地球規模の環境問題や、環境・エネルギー対策で経済を浮揚させるといった近年の社会情勢を踏まえ、本計画は、本県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにするとともに、県民や事業者、行政などのすべての主体が、「知っている」から「行動する」主体となって取り組むための基本的な方向性を示すことにより、持続可能な社会を実現することを目的としています。

2 計画の期間

平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間を計画期間としますが、5年程度を目途に見直しを行います。

3 第2次環境基本計画の成果と課題

第2次環境基本計画は、平成22年度（2010年度）までを期間とし、平成14年（2002年）3月に策定、平成18年（2006年）3月に改定しました。本県のめざす5つの社会を提示し、67の指標を設定して進行管理を行ってきました。

(1) 第2次環境基本計画の進捗状況

各将来像の評価は、次表のとおりです。（平成22年12月末現在）

総合評価：B（ある程度進んでいる）

静岡県のめざす5つの将来像		評価
1	循環型社会「しずおか」（循環型社会）	C ⁺
2	きれいな水・さわやかな空気「しずおか」（水・大気環境）	B
3	自然と仲よし、うるおい「しずおか」（自然環境）	B
4	京都議定書目標達成「しずおか」（地球環境）	B
5	だれもがあらゆる場で環境保全「しずおか」（環境教育・保全活動）	A ⁻

【評価結果の見方】

A ...きわめて順調に進んでいる A⁻ ...おおむね順調に進んでいる B ...ある程度進んでいる
C⁺ ...ある程度進んでいるが十分ではない C ...今後、積極的な取組が必要

[評価の方法]

67の各指標の進捗状況の評価を1、2、3のいずれかに数値化し、その合計を指標の数で除し、除した結果を5段階（A、A⁻、B、C⁺、C）で評価しています。

(2) 取組の成果と課題

詳細は第2章に記載しますが、将来像ごとの取組の成果と課題について概括すると次のとおりです。順調に進んでいる分野がある一方で、より取組の強化が必要な分野もあり、新しい計画を新たな視点を取り入れて策定し、取組を進める必要があります。

将来像	成果と課題	
1	成果	資源を大切にする、ごみを減らさなければならない、という気持ちが県民に根付き始め、1人1日あたりのごみ排出量は減少しています。
	課題	産業廃棄物の不法投棄は、後を絶ちません。
2	成果	大気環境は、概ね良好です。
	課題	水質環境は全国平均に比べ良好ですが、未達成箇所を中心に生活排水対策を主とした、地域が一体となった一層の水質改善が必要です。
3	成果	自然とのふれあいを進めている県民が増えており、企業による森林づくりへの参加も広がっています。
	課題	地球温暖化や廃棄物の問題に比べ、生物多様性に対する関心は高まっていません。
4	成果	産業部門の二酸化炭素排出量の削減は進んでいます。
	課題	民生家庭部門、民生業務部門（オフィス）、運輸部門では、二酸化炭素排出量の削減が進んでいません。
5	成果	エコアクション21の取得事業所数が全国トップクラスとなるなど、環境を意識した経営が浸透しはじめています。
	課題	取組の効果を、より高めるために、個人や家庭での取組から、地域社会での取組に広げていくことが求められます。

4 近年の環境を巡る動き

(1) 国際的な動向

2009年の気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で策定された「コペンハーゲン合意」に基づき、アメリカや中国を含む85カ国が削減目標を国連に提出し、2010年の第16回締約国会議（COP16）で、各国は、その削減目標に留意することとされ、我が国が目指す、すべての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際的枠組みの構築に向けて交渉を前進させることになりました。

現在、年間40,000種の生物が絶滅していると言われていています。2002年の生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）では、「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という2010年目標が設定されましたが、残念ながら、その目標は達成できませんでした。2010年、愛知県でCOP10が開催され、「名古屋議定書」に遺伝資源の利用で生じた利益の公平配分が盛り込まれたほか、「生態系が強靱で基礎的なサー

ビスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」など生態系保全のための世界目標「愛知ターゲット」が決議されました。2008年の世界的経済危機を契機に、アメリカを始め、各国は、環境・エネルギー分野に重点的な投資を行うことにより、景気の回復と雇用の創出を図るとともに、地球温暖化問題を始めとする環境問題の解決につなげようと積極的な取組を進めています。

(2) 日本の動向

日本は「コペンハーゲン合意」に基づいて、前提条件付きながら、2020年までに、1990年比で25%の温室効果ガスの排出を削減するという目標を気候変動枠組条約事務局に提出しました。この高い目標をクリアするためには、あらゆる政策を総動員していく積極的な取組が求められます。

平成12年度から19年度までに1人1日当たりのごみの排出量は、約8%減少しました。市町村単位では、最終処分場の確保が難しいケースも見られ、廃棄物の削減をより推進するとともに、広域的な最終処分場の整備を進めていく必要があります。

平成22年（2010年）3月に、生物多様性基本法に基づき、「生物多様性国家戦略2010」が定められました。同戦略では、おおむね平成24年度までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性となる4つの基本戦略や、戦略を実現していくための具体的な行動計画としての各種施策が記載されています。

平成22年6月、新成長戦略が発表されました。「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現に向け、4分野で新たな需要の発掘に力を入れることとしており、その一つ「環境・エネルギー」分野では、50兆円超の環境関連新規市場と140万人の新規雇用を目標としています。

(3) 近年制定・改正された主な法律や策定された主な計画

(地球温暖化防止関係)

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・エネルギー供給構造高度化法 | 平成21年8月施行 |
| ・太陽光発電による余剰電力買取制度開始 | 平成21年11月 |
| ・エネルギー基本計画 | 平成22年6月閣議決定 |

(廃棄物、資源循環関係)

- | | |
|---------------|------------|
| ・バイオマス活用推進基本法 | 平成21年9月施行 |
| ・海岸漂着物処理推進法 | 平成21年7月施行 |
| ・公共建築物木材利用促進法 | 平成22年10月施行 |
| ・廃棄物処理法（一部改正） | 平成23年4月施行 |

(自然保護、自然ふれあい関係)

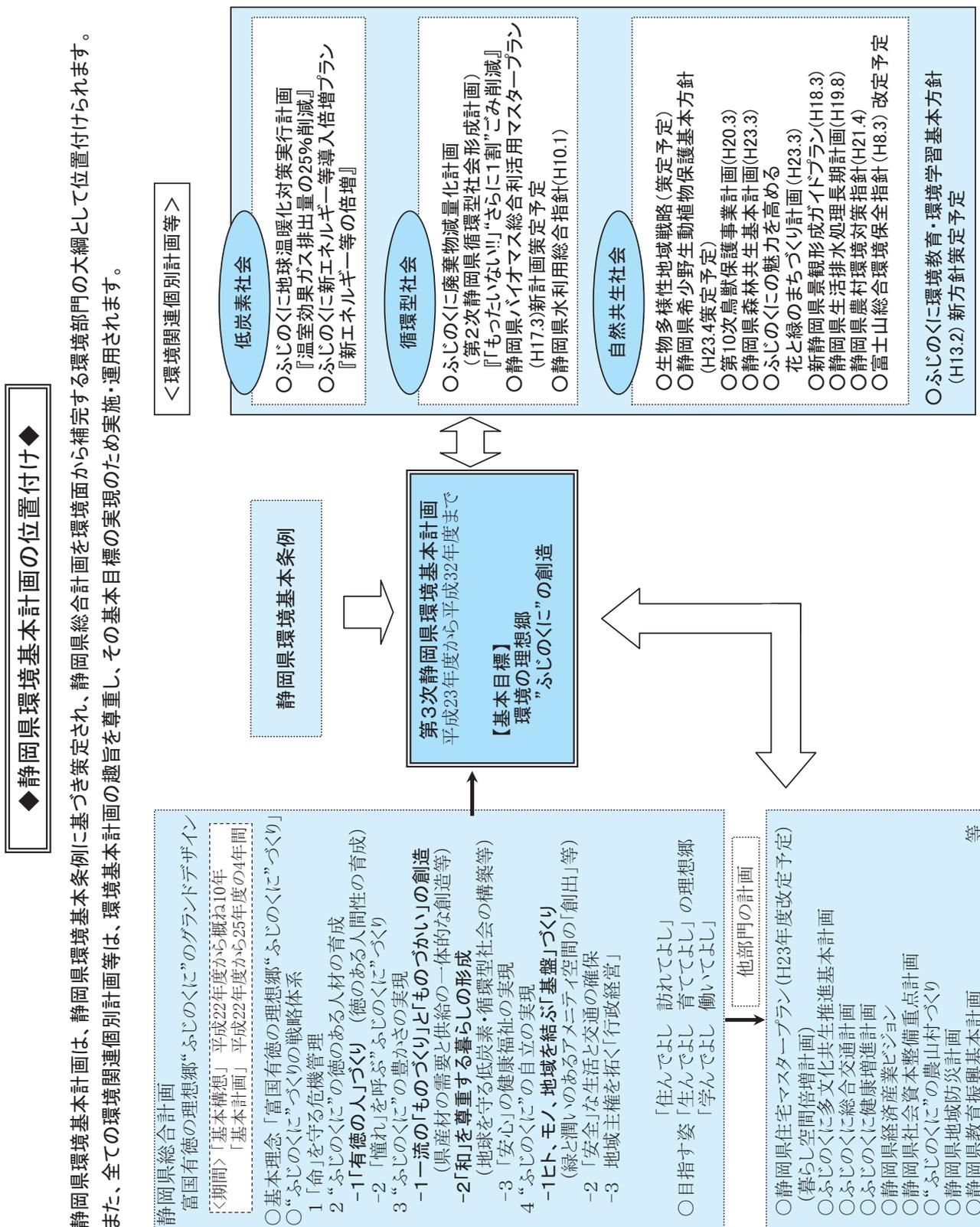
- | | |
|----------------|-------------|
| ・エコツーリズム推進法 | 平成20年4月施行 |
| ・生物多様性国家戦略2010 | 平成22年3月閣議決定 |
| ・自然公園法（一部改正） | 平成22年4月施行 |
| ・自然環境保全法（一部改正） | 平成22年4月施行 |

上記記載の法律名は、通称です。

5 第3次環境基本計画の位置付け

静岡県環境基本計画は、静岡県総合計画を環境の面から補完する環境部門の大綱として位置付けられます。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画や循環型社会形成計画等の環境の個別の計画は、環境基本計画の考え方を尊重して実施されます。



環境の理想郷 “ふじのくに” の創造
～ やすらぎと活力のある持続可能な社会の実現～

環境は、富国有徳の理想郷 “ふじのくに” づくりの基盤となるものであり、この恵み豊かな自然環境を経済発展との両立を図りながら将来世代にも引き継ぐことができる持続可能な社会づくりが求められています。

このため、自然の恵みが享受でき、うるおいのある生活環境が守られている「やすらぎ」と盛んな経済活動による「活力」に満ち溢れた「環境の理想郷 “ふじのくに”」の実現を基本目標とします。

日々の暮らしは自然の循環の大きな輪の中で成り立っており、その循環を絶やすことなく、次の世代に引き継ぐという思いを県民、事業者、行政などの全ての主体が共有し、環境の理想郷 “ふじのくに” の実現に向け、取組を進めていきます。

第2章 環境の現状と課題

ここでは、静岡県の実況の現状や問題点について、様々な分野ごとに概観し、今後、取り組むべき基本的な課題を明らかにします。

1 県勢の概要

(1) 位置、面積、地形等

本県は、我が国のほぼ中央に位置し、東西155km、南北118km、総面積7,780km²で、全国土面積の約2%を占め、全国で13番目の広さをもっています。

県土の南側は、延長506kmにも及ぶ変化に富んだ海岸線で黒潮の流れる太平洋に面し、北側には日本のシンボル富士山や南アルプス連峰を擁し、駿河湾底から富士山頂まで6,000mを超える、世界にも例がない高低差を有しています。

また、東側には山地と丘陵が大半を占める伊豆半島、西側には遠州灘につながる周囲141kmの汽水湖の浜名湖があり、更には、糸魚川 - 静岡構造線と中央構造線が通るなど、本県は、日本地図の縮図といわれるほど複雑な地質と変化に富んだ地形を有し、優れた自然景観と豊富な動植物相を誇っています。

加えて、温暖な気候と豊富な降水量にも恵まれ、県土の3分の2を占める中山間地域は、緑豊かな森林で覆われ、森林でかん養された豊かな水は、狩野川、富士川、安倍川、大井川、天竜川などの河川となって太平洋に注いでいます。

(2) 人口

本県の総人口は、約380万人（平成21年度）で、全国人口の約3%を占めています。都道府県の中では全国10位で、ニュージーランドやアイルランドなど一國に匹敵する規模を有しています。

人口増加率は、昭和50年頃までは、年平均1%を超える伸びを示してきましたが、少子化の影響もあって平成20年からは減少に転じています。総人口のうち、65歳以上の人口の割合は約23%で、すでに40%を超えている自治体もあります。

また、世帯数に占める単身世帯や核家族世帯の割合が増えるなど、世帯の少人数化が進んでおり、県内の世帯の約87%が4名以下の世帯（単身世帯は約25%）となっています。

(3) 産業

本県の県内総生産は、16兆9,275億円（平成19年度名目）で、国内総生産の約3%（全国第10位）を占めています。

平成20年の工業製品の出荷額等は全国の5.7%を占め、全国第3位に位置するなど、全国有数の“ものづくり県”です。製造業を地域別にみると、東部地域の電気機械、紙・パルプ、医薬品、輸送用機械、中部地域の電気機械、家具、水産加工品、西部地域の輸送用機械、一般機械、楽器、繊維、最先端の光産業など、各地域に多彩な業種がバラ

ス良く展開されています。

また、温暖な気候と恵み豊かな自然を生かして、県内各地で多彩な農水産物が生産され、生産品目数は全国でもトップクラスとなっているほか、四季を通じて多くの観光客が訪れる、屈指の観光県ともなっています。

2 本県の環境を取り巻く情勢の変化

(1) 人口態様の変化

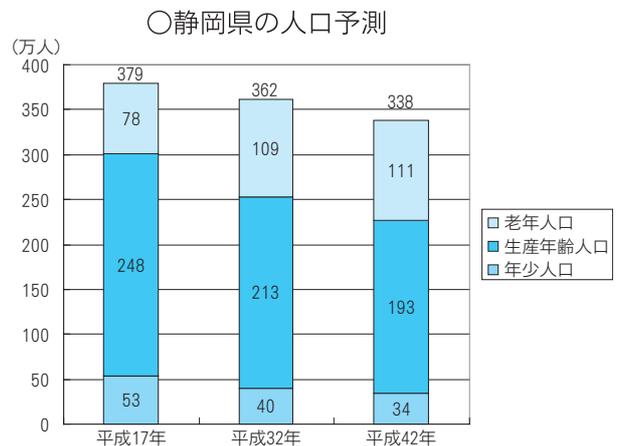
本県の総人口は、平成20年以降減少に転じており、平成32年には約362万人、平成42年には338万人に減少すると予測されています。また、高齢化が進み、65歳以上の老年人口の割合は、平成32年は30.1%、平成42年には32.9%、さらに75歳以上の人口の割合は、平成32年は15.8%、平成42年には20.5%になると予測されています。

総人口の減少は、一般に環境への負荷の総量を減少させる効果があると考えられていますが、一人当たりの資源・エネルギー利用が増加していけば、逆に総量が増加する可能性があります。世帯を構成する人数が少ないほど1人当たりのエネルギー消費量は増加するため、本県における世帯数に占める単身世帯などの少人数世帯の割合の増加は、エネルギー消費量を増加させている大きな要因となっています。

また、少子高齢化の進行に伴う市場の縮小や生産年齢人口の減少による経済活動の停滞も懸念されており、環境関連技術の進歩や環境ビジネスの発展に影響が出る可能性も指摘されています。

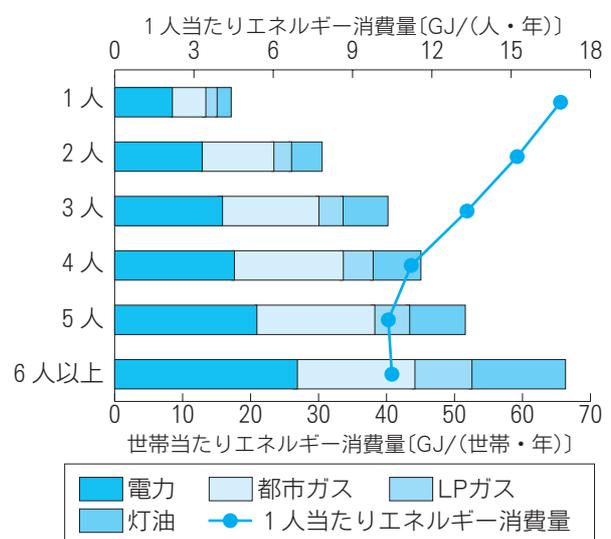
人口の地域分布に目を移すと、高度成長期に比べれば穏やかにはなりましたが、中山間地域などの過疎化と都市部への人口集中が、産業構造の変化や都市型の生活様式の指向などを背景に、引き続き進行しています。

過疎化が進む農山漁村地域では、産業構造の変化ともあいまって、農林水産業の担い手の高齢化や減少により、生物多様性の確保や国土の保全などの多面的機能の低下が懸念されます。他方、都市部の人口集中地区では、廃棄物処理の増大、自動車交通量の増加による大気汚染と騒音の増大、生活排水による水質汚濁など、生活環境への影響が心配されます。



(資料) 「日本の都道府県別将来推計人口 (H18.12推計)」
(「国立社会保障・人口問題研究所」)

○世帯人数別1人当たりエネルギー消費量



(資料) 平成20年版環境・循環型社会白書 (環境省編)

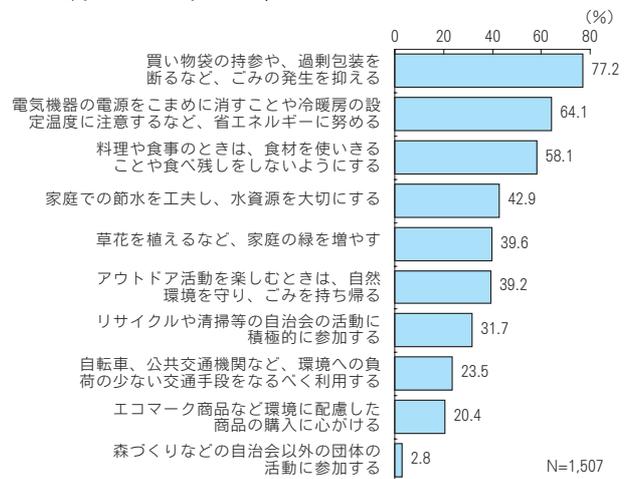
(2) 県民の意識や生活様式の変化

平成21年度の県政世論調査によれば、これからの社会について、「経済的な豊かさを追求するよりも、時間的なゆとりや精神的な充足感を重視すべき」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と肯定する人は平成16年度の79.1%が71.4%、「多少生活が不便になったり、高い値段で買い物をすることになって、自然や生活環境を守っていくべき」に対する肯定は平成16年度の77.0%が66.4%と、近年の経済情勢を反映してか、平成16年度に比べて低くはなっていますが、高い数値を示しています。

また、環境を守るために普段心がけていることは何ですか（複数回答）という設問に対し、「買い物袋の持参や過剰包装を断るなど、ごみの発生を抑える」が、平成17年度の40.9%が77.2%、「電気機器の電源をこまめに消すことや冷暖房の設定温度に注意するなど、省エネルギーに努める」は、平成17年度の49.7%が64.1%と、普段から環境を意識して生活している県民が増えていることがうかがえます。

一方で、国の調査によれば、家庭ごみにおける容器包装廃棄物が容積比率で61.6%、湿重量比率では23.3%を占めるなど、まだまだ取組の余地があると考えられます。また、温室効果ガスの排出量の面からは、家電の省エネ化が進んでも、家電の保有台数の増加や、温水便座や衣類乾燥機などの新しい家電の普及は、世帯のエネルギー消費量の増加を進めることから、各家庭での一層の省エネへの取組が必要です。

○環境を守るために、普段心がけていること（該当するものすべて）



(資料) 平成21年度県政世論調査 (静岡県)

(3) 経済情勢の変化

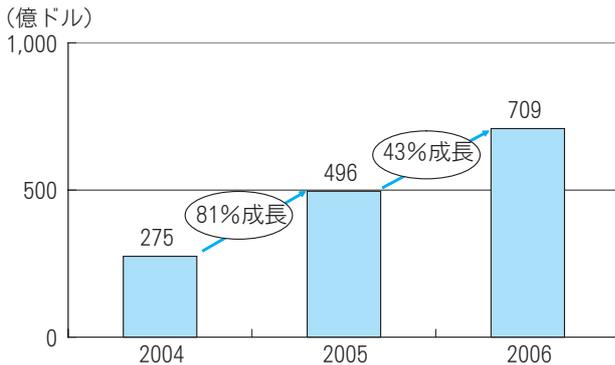
サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機による景気の後退や円高の進行、原油・原材料価格の急激な変化は、輸出型産業の多い本県経済に大きな影響を及ぼしています。

他方、私たちは地球規模の環境問題に直面しており、早急かつ思い切った対策が求められています。経済が停滞している中で、温暖化対策などの環境対策を経済再生の起爆剤として、環境と経済をともに向上・発展させる必要があります。

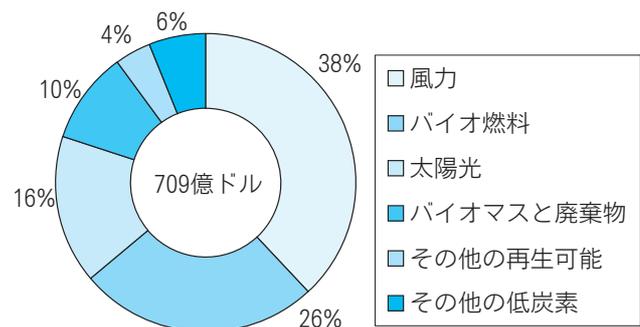
従来、環境保全の取組が経済発展の制約要因になると見られがちでしたが、環境を守ることは我々の社会や経済活動の基盤を守ることであり、環境保全の取組を進めることは、経済や社会の持続的な発展の必要条件となります。また、直面する環境問題の解決が世界共通の課題として認識されてきており、二酸化炭素の排出削減のための再生可能エネルギー導入など、環境・エネルギー分野は、今後極めて大きな需要の拡大と雇用の創出が見込まれる成長分野であると位置付けられています。

環境対策に取り組むことが経済や社会の持続的な発展を支え、発展の原動力となるという視点に立ち、環境と経済をともに向上・発展させる取組を進めることが重要です。

○世界の再生可能エネルギーへの投資額の推移



○世界の再生可能エネルギーの種類別の投資割合 (2006年)



(資料) 平成20年版環境・循環型社会白書 (環境省編)

3 私たちが直面している環境の危機

(1) 地球規模での環境への負荷

私たちの生産活動や消費活動は、温室効果ガスや廃棄物の排出などにより環境に負荷を与えています。世界の人口は今後も増え、2009年の約68億人は、2050年には90億人を超えると見られ、さらに、開発途上地域における急激な都市化によるライフスタイルの変化などによる環境への悪影響が懸念されています。私たちが直面している危機を地球温暖化、資源、生物多様性の3つの側面から見てみます。

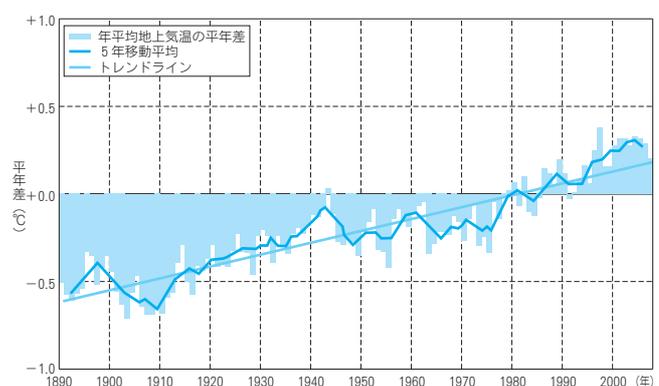
(2) 地球温暖化の危機

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) が「地球温暖化は疑う余地がない」と断定しているように、地球温暖化問題については、待ったなしの状況にあります。地球の気温は、1906年から2005年までの100年間で0.74 上昇しており、特に1990年代半ば以降、50年間の気温の上昇は、過去100年間のほぼ2倍の速さとされています。

現状の世界の温室効果ガスの排出量は自然吸収量の2倍を超えており、このままで行くと、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年にわたって引き続き増加するものと考えられ、1980～1999年と比較した21世紀末の地球全体の平均気温の上昇は、最良のシナリオ (環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会) によった場合でも、過去に排出した温室効果ガスが直ぐには吸収されず大気中にとどまるため、約1.8 (1.1～2.9) 上昇することが避けられないと予想されています。また、経済規模を拡大している中国などの新興国の温室効果ガス排出抑制・削減の国際的枠組みへの対応も注視されます。

このような地球温暖化の結果、異常気象の頻発、生態系への影響、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加など私たちの経済・社会活

○世界の年平均気温の平年差



(資料) 平成21年版環境白書 (環境省編)

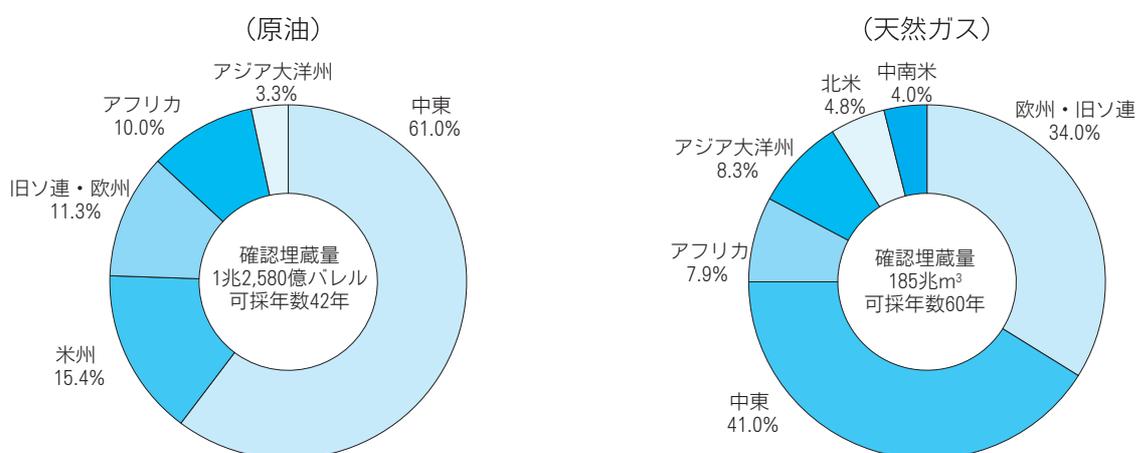
動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されています。

未来に恵み豊かな環境を継承していくためには、温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」に向けた取組が求められています。

(3) 資源の浪費による危機

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球の環境に大きな負荷を与えています。

○世界の資源の分布と確認埋蔵量（2008年末）



(資料) エネルギー白書2010 (経済産業省編)

今後とも私たちがこのような社会経済活動を続けた場合には、資源制約や廃棄物を受け入れる環境の容量の制約に突き当たることになり、社会経済の持続的な発展に支障を来すおそれがあります。

未来に恵み豊かな環境を継承していくためには、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ減らし、環境への負荷をできるだけ少なくする「循環型社会」を目指した取組が求められています。

(4) 生態系の危機

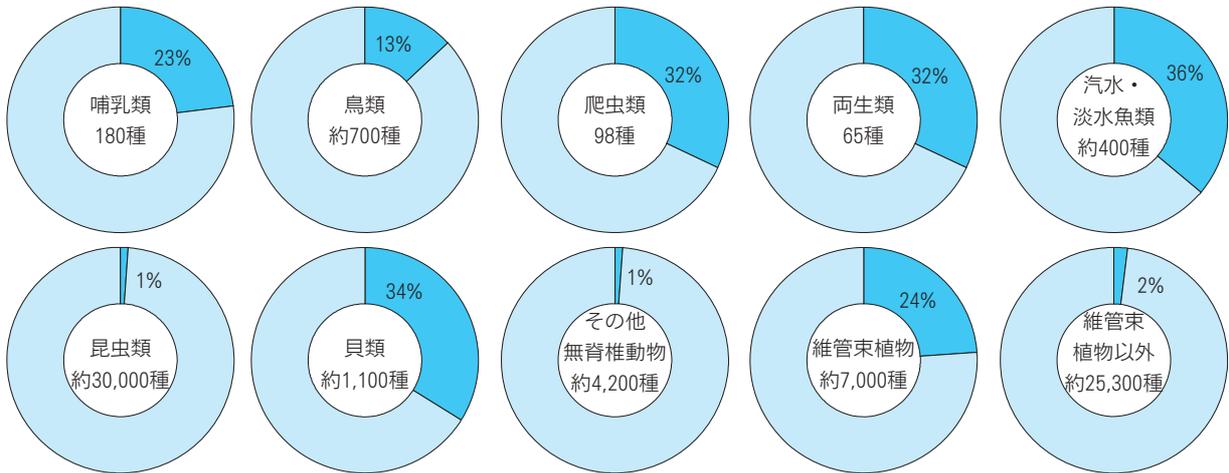
地球上の多様な生物は、誕生から約40億年の歴史を経て様々な環境に適応し、環境との相互作用を通して進化してきました。多様な生物は、それぞれの役割を担って相互に影響し合い、バランスを維持し、長い年月をかけて森林、里地・里山・里海、河川・湖沼などに豊かな生態系を形成し、飲料水や食料の供給など、私たちに様々な恵みをもたらしています。

しかしながら、生物の生息・生育環境が人間活動による土地改変や環境汚染などにより大きく損なわれた結果、生物多様性の大幅な喪失や生態系の劣化が進んでおり、野生生物の種の絶滅の恐れや里地・里山・里海における人間の働きかけの後退による生態系

の劣化、外来生物等による在来の生態系の攪乱など、深刻な状況にあります。

未来に恵み豊かな環境を継承していくためには、農林水産業を含む社会経済活動が自然の循環に沿う形で自然と調和することにより生物多様性が適切に保たれるとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会が提供されるなど、「自然共生社会」に向けた取組が求められています。

○日本の絶滅のおそれのある野生生物の種の割合



注1：円グラフの中心には「日本産野生生物目録（環境庁編1993、1995、1998）」等による各分類群の評価対象種数（亜種等を含む）を記載している。
 注2：維管束植物の評価対象種数は日本植物分類学会の集計による。
 注3：維管束植物以外（蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）の評価対象種数は環境省調査による。

（資料）平成21年版環境白書（環境省編）

4 本県の環境の現状と課題

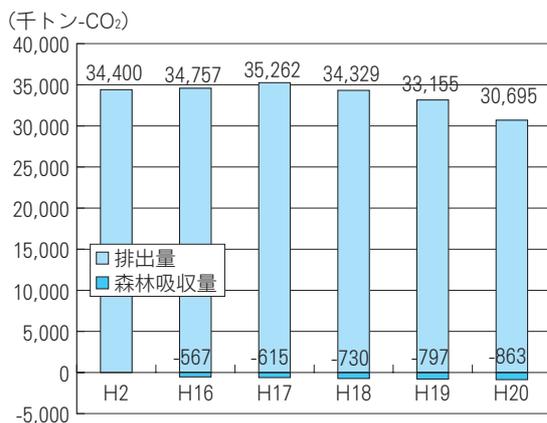
本県の環境の現状と課題について、3つの社会の側面と環境保全の基盤となる県民等の保全活動の状況から考察します。

(1) 低炭素社会

温室効果ガスの排出抑制

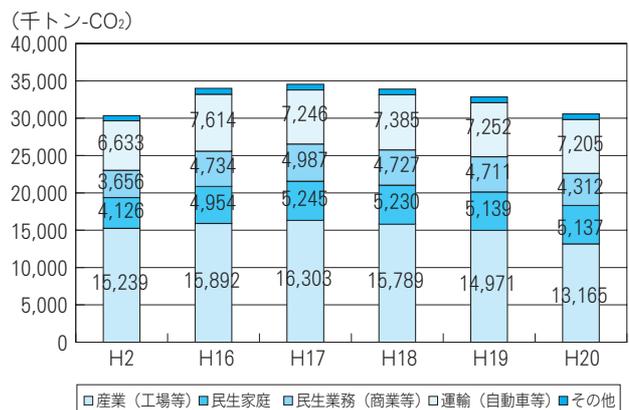
平成20年度の県内の温室効果ガス排出量は、基準年度（平成2年度）に比べて10.8%減少（森林吸収量含む）しています。

○静岡県内の温室効果ガス排出量の推移



（資料）県環境政策課

○静岡県内の二酸化炭素排出量（部門別）



（資料）県環境政策課

平成20年度の県内の温室効果ガス排出量は、平成19年度に比べて7.0%、京都議定書の基準年度である平成2年度に比べると8.3%（森林吸収量を含むと10.8%）減少しました。温室効果ガスの97%を占める二酸化炭素は、平成2年度に比べて0.7%増加しています。

部門別二酸化炭素排出量は、産業部門では燃料転換の進展や景気の低迷により、平成20年度は、平成2年度に比べて13.6%減少しましたが、民生家庭部門では24.5%、民生業務部門（ ）では17.9%の増加となっています。これは、世帯数の増加や一世帯あたりのエアコン等の家電保有台数の増加、店舗等の延べ床面積の増加などが要因と考えられます。

（ ） 民生家庭部門：一般家庭（自家用車を除く）、民生業務部門：店舗やオフィスなど

フロン類（CFC、HCFC、HFC）には、オゾン層を破壊することに加え、二酸化炭素の数百倍から1万倍超という強力な温室効果があります。そのため、オゾン層の保護だけでなく、地球温暖化を防ぐために、フロン類を使用しない製品の利用や、フロン類使用機器を廃棄する際の適切な回収など、大気中への排出抑制・削減に取り組む必要があります。県内の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量は、順調に増加しており、平成13年度の回収量48.3tが、平成21年度は169.1tになっています。

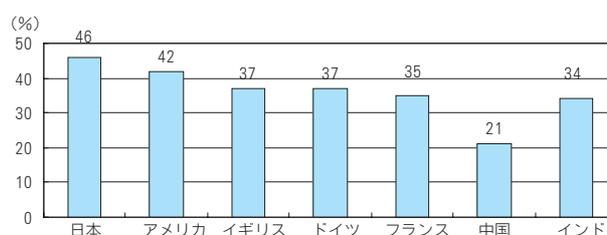
新エネルギー等の導入

本県の新エネルギー等の導入率は、平成13年度の2.2%が平成21年度には5.1%と着実に増加しています。

第1次石油ショック後、石油に代わるエネルギーとして、石炭、天然ガス、原子力の導入が促進された結果、国内の平成18年度の一次エネルギー（石油、石炭、天然ガス、水力、ウラン等、自然のまま加工されない状態で供給されるエネルギー）供給のうちの石油依存度は46%まで減少しましたが、主要国の中では、依存度は依然として高い状況です。

県内の新エネルギー等の導入は、民間企業による天然ガスコージェネレーションの導入や住宅用の太陽光発電の伸びなどにより着実に進んでいます。日照時間に恵まれていることから、太陽光発電設備の設置については、国や県、市町の太陽光発電設備の設置への補助制度や、各家庭で太陽光発電により生

○主要国の石油依存度（平成18年）



（資料）経済産業省資源エネルギー庁

○静岡県内の新エネルギー等の導入率



（資料）県環境政策課

じた余剰電力を電力会社が従来より高額で買い取る制度等の施策の展開により、一層の普及が期待されます。

課 題

地球温暖化問題は、その影響や対策への取組効果が短期間で現れるものではないため、切迫性を感じ難いという傾向があります。県民一人ひとりが重要性を理解して、まずは行動、実践を促す取組が必要です。

化石燃料に依存したエネルギーの消費は、地球温暖化を促進させ、気候変動とあいまって日常生活や産業活動そのものに影響を与えることが懸念されます。エネルギーの地産地消の考えの下、本県の自然条件を活かした、新エネルギーの開発支援や普及促進が必要です。

低炭素社会の構築には、温室効果ガスの排出削減と吸収源対策を併せて進めることが重要です。

国が示した2020年に向けた温室効果ガス削減に対する姿勢は、私たちの生活や企業活動に大きな影響を与える可能性があります。環境保全と経済活動が両立した持続可能な社会の構築に必要な「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会づくりに向けて、まずは、ライフスタイルやビジネススタイルを変革する必要があります。

(2) 循環型社会

廃棄物の排出抑制・適正処理

県民1人1日当たりのごみ排出量は、平成14年度の1,127gをピークに平成20年度は1,049gと減少傾向にあります。

産業廃棄物の不法投棄は、県内各地において後を絶たず、埋め立てて発見を遅らせるなどの悪質な事例も見られます。

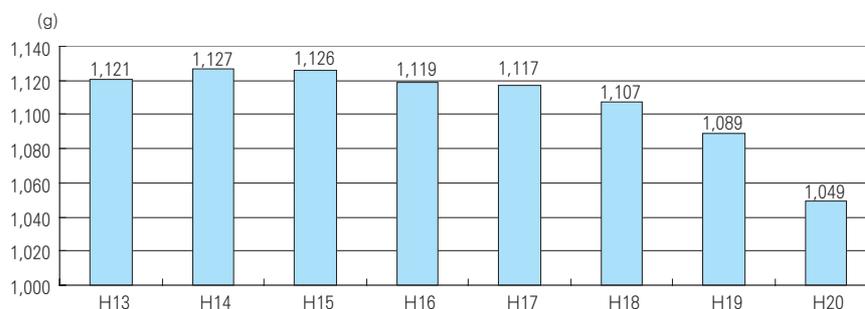
一般廃棄物の排出量

は、平成13年度の154万tが平成18年度153万t、平成19年度151万t、平成20年度では145万tに減少しています。再生利用量は、平成13年度の31万tが、平成18年度

34万t、平成19年度33万t、平成20年度では30万tとなっています。最終処分量は、平成13年度の20万tが、平成18年度15万t、平成19年度15万t、平成20年度では13万tとなっています。

産業廃棄物の排出量は、平成11年度は1,105万t、平成15年度が1,162万t、平成20年

○ 1人1日当たりのごみ排出量の推移



(資料) 県廃棄物リサイクル課

度が1,199万tと増加しています。再生利用量は、平成11年度の426万tが平成15年度439万t、平成20年度は441万tと増えていますが、再生利用率は、平成15年度37.8%が平成20年度は36.8%と減っています。最終処分量は、平成11年度は116万t、平成15年度が100万t、平成20年度が98万tと減少していますが、産業廃棄物の最終処分場の設置は次第に困難になっています。

産業廃棄物の不法投棄発見件数は、平成19年度の55件をピークに、富士山麓を中心に後を絶たない状況です。

○廃棄物の再生利用量、最終処分量、排出量の推移

(一般廃棄物)



(産業廃棄物)



(資料) 県廃棄物リサイクル課

水循環

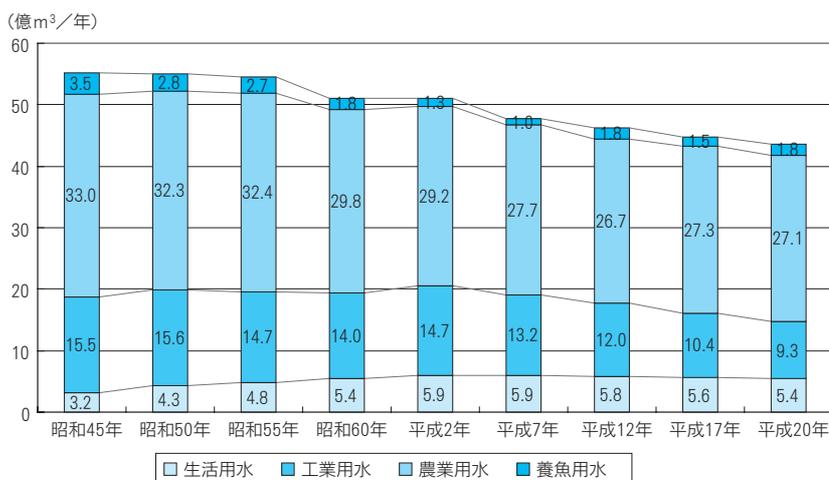
県内における水の需要は減少しており、断水等の事態になる深刻な渇水はほとんど発生していませんが、森林・農地の荒廃、都市化の進行に伴い、自然の持つ水源かん養機能や洪水調整機能の低下が懸念されます。

豊富な降水量に加え、森林が県土の3分の2を占めており、地表水と地下水ともに、大変豊かな水の恵みを受けています。

水需要については、昭和45年の55.2億 m^3 が平成20年には43.6億 m^3 となり、生活用水と農業用水と養魚用水がほぼ横ばいで、工業用水が減少傾向にあります。

地下水については、「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づいて、岳南、西遠、大井川、中遠、静清の5地域で地下水の揚水規制が行われており、平成21年度は、

○静岡県の水需要の推移



(資料) 県水利用課

中遠地域を除く4地域で、持続可能な揚水量である「適正揚水量」を達成しています。

都市化が進展する中、魅力ある水環境づくりが求められており、県内の市町では、水のせせらぎを、まちづくりに活用する取組も行われています。

課 題

循環型社会の構築には、廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）を一層推進することが必要です。

廃棄物処理業者等においては、依然として不適正な処理が行われる例があります。電子マニフェストの導入促進など、一層の適正処理を推進する必要があります。気候変動に伴う大規模な渇水の発生などが懸念されています。流域を単位とした水量と水質、地表水と地下水、平常時と緊急時を総合的、一体的に考え、健全な水循環確保のための総合水資源管理への移行が必要です。

(3) 自然共生社会

自然環境の保全、生物多様性の確保

富士山頂から駿河湾深層までの高低差約6,000mに展開する自然には、多様な生物種が確認されていますが、静岡県版レッドデータブックでは、確認されている野生動植物10,686種の約1割にあたる1,048種が絶滅の危機にある種や保護上重要な種として掲載されています。特に南アルプスでは、登山者による踏み荒らしや盗掘、ニホンジカによる食害などによる高山植物の減少が懸念されています。なお、ニホンジカによる食害は、南アルプスに限らず、森林における生物多様性を保全する上で大きな問題となっています。

○環境省レッドリスト・静岡県版レッドデータブック掲載種

区分		国		静岡県			
		日本産の種・亜種	希少種	県産種数	掲載種	希少種	備考
動物	哺乳類	180	46	47	25	2	モモジロコウモリ等
	鳥類	約700	106	390	72	44	コアジサシ、クマタカ等
	爬虫類	98	31	16	7	1	アカウミガメ
	両生類	65	21	17	10	5	ダルマガエル等
	淡水魚類	約400	148	130	53	16	カワバタモロコ、メダカ等
	昆虫類	約30,000	242	6,405	155	43	ベッコウトンボ、ヒメヒカゲ等
	陸産・淡水産貝類	約1,100	399	182	63	31	カタヤマガイ、マツカサガイ等
	その他無脊椎動物	約4,200	57	—	—	—	
	計	約36,700	1,050	7,187	385	142	
植物	約32,300	2,237	3,499	663	401	アツモリソウ、サクラソウ、キエビネ等	
合計	約68,400	3,287	10,686	1,048	543		

注)「希少種」は、国は『絶滅・絶滅危惧種』の種数、県は『絶滅危惧種（絶滅危惧II類以上）』の種数を記載。

(資料) 県自然保護課

日本の生物多様性は、開発、人間活動の縮小、人為的に持ち込まれた外来種などにより危機に直面しています。

野生生物の生息・生育環境の悪化が懸念される中、希少種であるアカウミガメについては、産卵場所への車両の乗り入れや、海中に浮遊するプラスチックごみの飲み込み・絡まり等が問題になっており、また、ブラックバス（オオクチバス、コクチバス）やブルーギル等の外来生物による生態系への悪影響も懸念されています。ニホンジカが増えすぎた地域では、ニホンジカが届く高さまでの植物が食べつくされ、森林や植物に依存している昆虫や鳥などの生育・生息への影響が生じているため、ニホンジカの適正な頭数管理が必要になっています。

本県の象徴である「富士山」については、「富士山憲章」の制定や環境にやさしいトイレの整備、ボランティア等との協働による環境保全活動により、環境負荷の軽減が図られていますが、世界文化遺産登録に向けた取組が進む中で来訪者の増加が見込まれており、環境負荷の増大が懸念されます。また、すべての県民が富士山について学び、考え、思いを寄せ、富士山憲章の理念に基づいて、富士山を後世に引き継ぐことを期する日として、平成21年12月に、2月23日を「富士山の日」と定めた条例が制定されました。

「富士山を守る指標」の指数は、平成21年度には76となり、策定当初の49から着実に進展していますが、登山者数の増加やオフロード車による植生破壊など、自然環境への影響も懸念されています。

(参考) 富士山を守る指標

静岡・山梨両県が富士山の現状や環境への負荷、環境保全対策・活動の状況などを把握するための分かりやすい物差しとして平成12年度に制定しました。(目標年度：平成22年度)

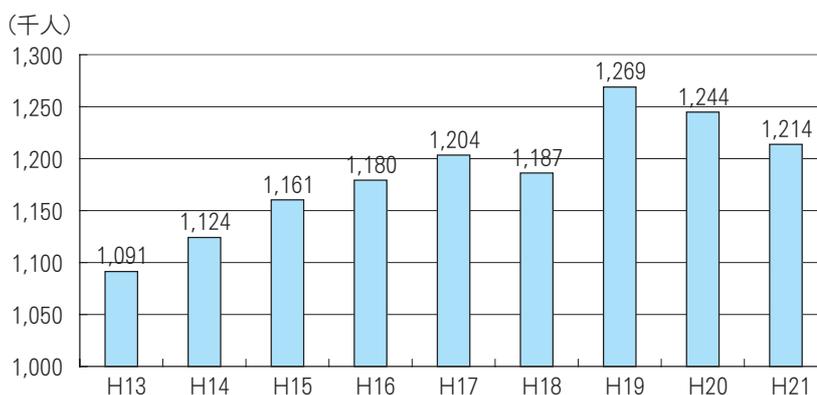
- ・自然を学び、親しむ指標：環境教育開催数、環境教育参加者数、富士山ホームページ数
- ・自然を守り、育む指標：特異な地形等の保護件数、貴重な動植物種の数、森林の整備形態
- ・自然と人との共生指標：生活排水クリーン処理率、環境に優しいトイレ普及率、トイレチップ制協力度
- ・環境保全活動指標：活動数、参加者数、5合目以上のゴミ収集量、廃棄物の不法投棄量
- ・自然、景観、歴史・文化の継承指標：ビューポイントの整備箇所数、電線の地中化延長、指定文化財数、富士山資料文献数

自然とのふれあい

県有の自然ふれあい施設等の利用など、自然とのふれあいを進めている県民が増えています。

県が管理する自然ふれあい施設等（県民の森、県立森林公園、昭和の森、天竜の森、田貫湖ふれあい自然塾、遊木の森）の利用者数は平成21年度には121万4千人にのぼっており、平成13年度から約11%増加しています。

○県が管理する自然ふれあい施設等の利用者数



(資料) 県環境ふれあい課

地球の成り立ちを知る上で価値が高い火山や地層、地形などを認定する「世界ジオパーク（世界地質公園）」に、伊豆半島の認定への取組が進められており、国内では、「糸魚川」など4箇所が認定されています（平成22年10月現在）。

農山漁村地域が持つ多面的機能

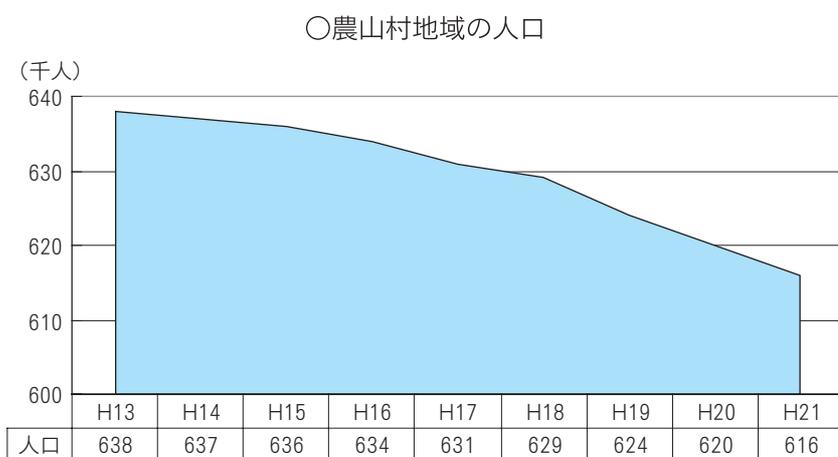
農山漁村は、生産活動を通じて、県土の保全、水源のかん養、豊かな自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承等の多面的機能を発揮しています。しかし、過疎化や高齢化、後継者不足等による生産活動の衰退や集落機能の低下が進んでいます。また、イノシシなどの鳥獣による農林産物への被害や、耕作放棄地の拡大が問題となっています。

農山村地域の人口は、近年、減少が著しく、平成13年の約63万8千人に対し、平成21年度には61万6千人となっています。

イノシシなどの鳥獣による農林産物の被害額は、平成21年度は約7億円と深刻で、防護柵による防除や有害鳥獣

の駆除とともに緩衝帯としての里山などの整備が必要です。

森林は、適正な管理が行われることにより、木材生産機能のほか地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全などの多様な機能を発揮します。平成21年度末現在、「森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林の面積」は約26万haで、静岡県全森林面積50万haに占める割合は52%に止まっています。県内の民有林森林面積約40万haのうち59%を占める人工林は、その81%が41年生以上に成熟し、木材として利用可能な時期に達しています。



(資料) 県農山村共生課

景 観

県民アンケート調査（平成21年度）によると、自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う県民の割合は約68%となっています。

鞆（とも）の浦景観訴訟（平成21年10月広島地裁）では、鞆の浦が瀬戸内海における美的景観を構成するものとして、また文化的、歴史的価値を有する景観として国民の財産というべき公益と判断されるなど、景観保全に対する社会的要請は高まっていると思われます。

平成16年12月に都市、農山漁村等における良好な景観形成を促進するために景観法が施行されました。県内では平成21年度末現在、県と13市が同法に基づく景観行政

団体に移行し、景観行政団体になった13市のうち9市では景観計画が策定され、他の市町でも策定に向けて作業を進めています。

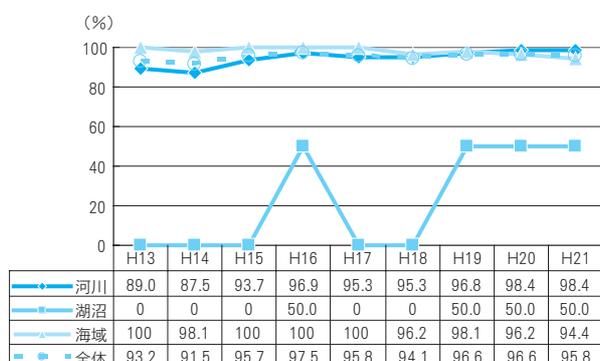
公共事業は、地域の景観に与える影響が大きいことから、公共施設の整備にあたっては、地域の特色にあった景観配慮が必要です。

安全安心な生活環境の確保

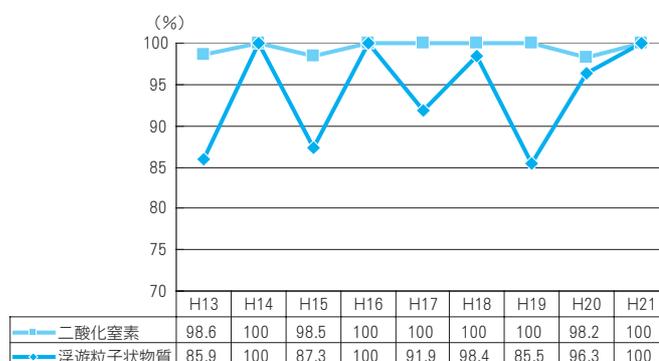
本県の水質環境は、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）を見ると、河川、湖沼、海域全体の基準達成率は95.8%（平成21年度）と、全国平均の87.6%（平成21年度）に比べて良好です。

大気環境については、二酸化窒素と浮遊粒子状物質は、有効測定局すべてで環境基準を達成（平成21年度）しています。

○水質汚濁に係る環境基準の達成状況



○大気汚染に係る環境基準の達成状況



(資料) 県生活環境課

現在、河川などの水質汚濁原因の多くは、生活排水に起因していると言われていません。平成21年度末の汚水処理人口普及率は、下水道57.6%（全国73.7%）、集落排水0.9%（全国3.0%）、合併処理浄化槽12.4%（全国8.8%）、コミュニティプラント等を合わせて71.5%（全国85.7%）で、全国平均を下回っています。

大気環境は、二酸化窒素は有効測定局62局、浮遊粒子状物質は有効測定局57局すべての測定局で環境基準を達成し、おおむね良好です（平成21年度）。二酸化窒素は、年平均濃度が平成13年度の0.019ppmから、平成21年度には0.014ppmに、浮遊粒子状物質は平成13年度の0.030mg/m³から平成21年度の0.021mg/m³に改善されてきています。

自動車騒音の環境基準の達成率は、毎年徐々に上昇し、平成15年度の81.6%に対し、平成21年度は91.9%となっています。

ダイオキシン類の環境基準達成率は、平成19年度（187地点）は底質の1地点で、また、平成21年度（181地点）は、水質及び底質の各1地点で環境基準を超過しています。

PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）に基づく県内の化学物質の届出総排出・移動量は、製造業等における排出量削減の努力等によって平成13年度の31,042トン/年が平成20年度は19,276トン/年と年々減少しています。

アスベストは、使用がピークであった時期の建築物等の解体が今後増加すると見込まれ、継続して注視していく必要があります。

課 題

自然環境の保全や生物多様性の確保のためには、生態系や自然環境の変化の状況を把握して、野生生物の生息・生育空間の保全や車両の乗り入れ等の規制の強化などを検討する必要があります。

里山、森林、藻場・干潟を含む沿岸域など、それぞれが有する機能の発揮には、人の関与が必要であることも認識し、自然環境の保全と活用を図る必要があります。また、豊かな人間性を育むためには、身近に自然とふれあえる機会を創出することも重要です。

良好な景観形成は、自然環境や文化・歴史の再発見とともに、地域再生の資源としても大切な要素であり、その保全と活用が必要です。

本県の象徴である富士山には、適正な利用を含めた総合的、長期的な環境保全対策が求められるとともに、富士山の文化や自然環境、景観を保全し、人類共通の財産として後世に継承していくため、関係団体と連携して世界文化遺産登録に向けた取組を推進していくことが必要です。

水質環境は、環境基準で見ると、おおむね良好ですが、未達成となっている箇所については、生活排水対策を主とした地域一体となった水質改善を更に進める必要があります。

(4) 環境保全活動 県民の活動

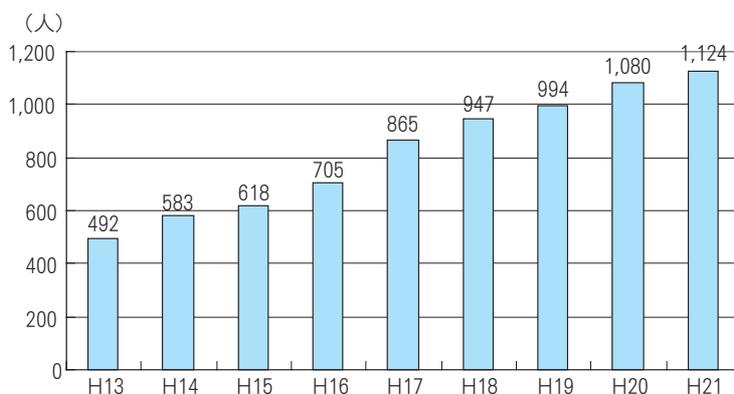
着実に環境学習リーダーが育成され、それぞれの地域の環境教育・環境学習の場で活躍しています。

県では、育成した環境学習リーダーの更なる資質向上を図るためのレベルアップ講座を開催するなど、リーダーの人数の確保とともに資質の向上を図っています。

本県の環境実践活動参加者数（「環境行動宣言HOPE」等への参加者数）は平成13年度末の8,753人が平成21年度末には218,284人と目標の20万人を超えました。

平成21年度の県政世論調査によると、多くの県民が、買物袋持参などによるごみの

○環境学習リーダーの数



(資料) 県環境ふれあい課

発生抑制や、照明機器のこまめな消灯による節電などを中心に、普段から環境を意識した行動をしています。それに比べると、環境配慮商品の購入や自治会以外の団体の活動への参加は多くありません。

企業の活動

自主的に環境負荷の低減などに取り組む環境マネジメントシステムの取得事業所数は、着実に伸びています。

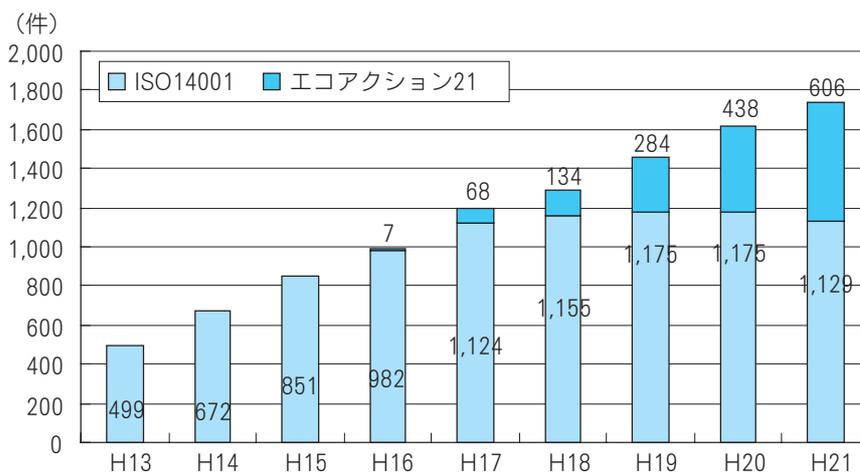
県内のエコアクション21の取得事業所数は、606事業所と平成21年度末で全国1位です。

企業の協力による社会貢献活動を県民参加による森づくり活動につなげるため創設した企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度に

は、平成21年度末で22社がサポーター企業として参加しています。

林内に放置されている間伐材を資源として有効活用するため、製紙会社等との協力により、通常用の紙代に10%を上乗せした「間伐に寄与する紙」を環境意識の高い企業等に購入してもらい、その費用を間伐材の有効利用に当てる取組（「ふじのくに森の町内会」）が平成21年度から始まっています。

○エコアクション21等取得事業所数の推移



(資料) 県環境政策課

課 題

環境保全を一層進めるには、県民や企業、行政などあらゆる主体が「知っている」から「行動する」主体となる必要があります。

着実に増えている環境学習リーダーの活動の場をつくるなど、人材の育成から活用に視点を置いた取組が必要です。

個人の取組をいかに家族や地域などに広げていくかが求められています。そのためには、環境に配慮した生活や企業活動等が経済的にも有利になるような仕組みづくりが必要です。